

新型コロナウイルス感染症に関する経営安定関連保証 5 号の

指定にかかる事前相談について

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、中小企業者の皆さまの資金繰り支援措置として、セーフティネット保証 5 号の指定について、同感染症により特に重大な影響が生じている宿泊業や飲食業など 40 業種が緊急的に追加指定されることが決定しました。

経済産業省による追加指定の告示は 3 月 6 日（金）に行われる予定ですが、当協会では 1 月 29 日より設置している「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」において、セーフティネット保証 5 号の事前相談も開始いたします。すでに取扱いを開始しているセーフティネット保証 4 号に関するご相談も受け付けておりますので、あわせてご活用ください。

※ お問い合わせは、お近くの当協会窓口までお願いします。

■企業支援部（盛岡市長田町 6-2 アバンサール・i）

フリーダイヤル 0120-972-150

■本所営業部（盛岡市長田町 6-2 アバンサール・i）

TEL. 019-654-1501、1502

■釜石支所（釜石市上中島町一丁目 3-11）

TEL. 0193-27-8361

■一関支所（一関市大町 7-14）

TEL. 0191-23-2533

■宮古支所（宮古市西町二丁目 2-3）

TEL. 0193-62-2700

■大船渡支所（大船渡市盛町字宇津野沢 8-5）

TEL. 0192-27-1224

■二戸支所（二戸市福岡字八幡下 59 番地 6）

TEL. 0195-23-4115

■奥州支所（奥州市水沢東大通一丁目 2-3）

TEL. 0197-25-3171